

令和2年（2020年）7月豪雨
非常災害対策本部会議（第12回）議事録

日時：令和2年7月30日（木）18：05～18：23

場所：官邸4階大会議室

1. 政府対応状況等報告

（武田 非常災害対策本部長）

- 最初の大雨特別警報から1ヶ月になろうとしている。本日、九州北部、中国、四国地方が梅雨明けとなったが、引き続き梅雨前線による雨が続けている地域がある。28日から29日にかけても、東北地方で河川の氾濫による浸水被害が発生したところであり、引き続き天候に留意していただくようお願いする。
- さて、被災地においては、復旧・復興、生活と生業の再建に向けた取組みが着実に進んでいるが、政府として、これらを全力で支援していくため、今般、「被災者生活・生業再建支援チーム」において、関係省庁が一体となり、対策パッケージを取りまとめた。各省庁におかれましては、短時間での取りまとめに御協力いただき感謝申し上げます。
- パッケージにおいても重要な柱となっている、住まいの確保については、球磨村で26日から28日にかけて村民説明会が開催されるなど、被災者のニーズを踏まえた取組みが進められており、罹災証明書の交付も順次進められている。
- また、熊本県からの要望を踏まえ、明日、令和2年7月豪雨による災害を「大規模災害からの復興に関する法律」の「非常災害」に指定する政令が、閣議決定される見通しであり、これにより、市町村道の災害復旧事業等について、県による代行が可能になる。
- 本日よりまとめる対策パッケージとは別であるが、先週22日の全国知事会からの緊急要望にもあった、被災者生活再建支援金の支給対象の拡大については、全国知事会との間で実施してきた実務者会議の検討結果や各方面からのご要望も踏まえ、半壊世帯の一部にも支給対象を拡大する方向で、政府内の検討・調整や所要の手続き等を進めてまいります。
- また、ボランティアについては、これまでに2万人を超える方にご参加いただいております。皆様の力強いご支援に心より御礼申し上げます。被災地では被災家屋の片付け作業などが多く残っている状況であるので、引き続きご支援をお願いする。国としてもボランティアによるご支援のみならず、地元自治体や関係機関と連携し、家屋からの土砂やごみ出しを加速するための支援を準備するなど取組みを推進しているところである。
- 関係閣僚におかれましては、引き続き、被災地の復旧・復興にご尽力をいただきますようお願いする。

2. 被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージについて

(文部科学大臣)

- 今回の豪雨災害では、多くの学校や文化財に被害が発生し、浸水等により甚大な被害を受けた学校では現在も休校が続いている状況である。
- 文部科学省としては、対策パッケージにあるように、被災した学生等に対する授業料等減免や心のケア、事業者と連携したICT環境整備等により、児童生徒や学生に向けた学習・就学支援を実施するとともに、被災した学校施設や文化財等の災害復旧等、被災者に寄り添いながら、先手先手で被災地の支援に全力を尽くしてまいります。

(農林水産大臣)

- これまで、被害実態を把握するため、現地調査やweb会議を通じて被災者の方々と意見交換を行なってまいりました。
- 多くのご要望をいただいた、被災農業者支援型を発動し、個人事業者の場合300万円の上限を撤廃したうえで補助率の引き上げを行った。これにより農業用ハウスや機械等の再取得、修繕を行うことが可能となった。
- また今回新たに要望の強かった農業用専用トラック、これを補助対象に追加した。
- このほか、葉たばこやデコポンなど営農再建についても、今年の台風19号と比較しても遜色ない支援対策を講ずることとしている。
- 生業の再建に向けて努力してまいります。

(国土交通大臣)

- 国土交通省としては、この対策パッケージに基づき、被災者の住まいや交通の確保、公共土木施設等の災害応急復旧など、被災者に寄り添いながら、一日も早い被災地の復旧、生活と生業(なりわい)の再建に向けて、全力を傾けてまいります。
- 中でも、被災地における観光関連産業等への影響は甚大で、被災したため、ただちにGoToトラベル事業に参加できない旅館等も多々あることから、まずは、関係省庁と連携し、その復旧を全力で後押しして参る。また、状況が落ち着き次第、被災地の皆様にも、このGoToトラベル事業の効果がしっかり届けられるよう、適切に同事業を執行管理行ってまいります。

(環境大臣)

- 災害廃棄物については、対策パッケージに基づいて、半壊家屋の解体支援をはじめ、その処理に万全を期す所存である。
- この熊本地震並みの支援をするということをスピード感を持って対応頂いた関係省庁の皆様には、心から感謝をしたいと思います。
- また、新型コロナの影響でボランティア確保が非常に難しい状況を受け、廃棄物・土砂の搬出が困難な方に対し、地元企業や国交省・環境省連携スキームの活用による撤去を

進める方針である。

- 環境省としては、気候変動により気象災害の更なる激甚化も懸念されることから、生活再建の第一歩としての災害廃棄物処理はもちろん、関係者と連携して気候変動対策の強化にも取り組んでいきたいと思う。

(総務副大臣)

- 総務省関係の施策として、被災市町村への応援職員の派遣、地方税に係る申告などの期限の延長や減免の措置、災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)の活動などによる災害復旧支援、緊急消防援助隊の救助・捜索活動を対策パッケージに盛り込んでいる。
- 今後とも、被災地の実情を伺いながら関係省庁と連携しつつ、適切に対応してまいる。

(厚生労働大臣政務官)

- 被災者の生活と生業の再建に向けて、対策パッケージの厚生労働省関係の主な施策についてご説明を申し上げます。
- まず、生活の再建については、切れ目のない被災者支援として、子育て世代や高齢者を含め、戸別訪問などを通じて、孤立防止のための見守りや日常生活上の相談支援・心のケアを実施するとともに、医療や介護等の保険料や利用料等の減免を行った保険者への財政支援を行う。
- 次に生業の再建については、激甚災害が指定された場合には、今回の災害で休業を余儀なくされた事業主に対しまして、雇用調整助成金の特例措置として、支援条件を緩和するとともに、助成金の引上げを行うこととしている。また、事業所が災害で休業したことにより、労働者が休業し賃金を受け取ることができない場合等についても、雇用保険の基本手当を支給する。
- 続きまして、災害応急復旧については、医療施設、社会福祉施設、水道施設等の原形復旧等に要する費用に対しまして、激甚災害に指定された際に一定の補助割合等をかさ上げして補助を行いたいと考えている。

(経済産業大臣政務官)

- 今回の対策パッケージでは、事業者の皆さんが、事業継続に希望を持てるような支援策ということで盛り込ませて頂いた。
- これまで被災事業者の皆様の再建の力となってきた「グループ補助金」であるが、今般その内容を拡充した「なりわい再建補助金」を創設した。特に、地震など過去の災害、コロナ、今回の豪雨災害による三重苦に直面している事業者には、最大5億円の定額補助を含む手厚い支援を行う。
- 既に、中小企業庁等の職員を被災自治体に派遣しており、明日から支援策の説明会を開始する。

○被災自治体や現地の商工団体とも連携しながら、被災事業者の一日も早い事業再開に向けて全力で取り組んでまいらる。

(財務大臣)

○本日とりまとめられた「パッケージ」については、被災地の生活と生業の再建に向け、速やかに実施する必要がある。

○したがって、第一弾として、明日 7 月 31 日、総額 1,017 億円の予備費使用の閣議決定をお願いしたい。

○具体的には、①廃棄物・土砂の処理や生活再建支援金の支給など、被災者の「生活再建」、②「なりわい再建補助金」による中小・小規模事業者の支援や、農林漁業者の支援など、事業者の「生業の再建」、③河川・道路等、インフラの復旧、④避難所の設置や自衛隊等による被災者支援活動など、直ちに必要となる経費について、予算上の手当てをしたい。

○今後も、被災自治体が安心して復旧・復興に取り組めるよう、必要な財政措置等を行ってまいりたい。

3. 内閣総理大臣発言

○令和 2 年 7 月豪雨の発災から、まもなく 1 か月となる。一連の豪雨は、九州、中部、東北地方をはじめ広範な地域において、多くの人命や家屋への被害のほか、ライフライン、地域の産業等にも甚大な被害をもたらした。

○現在、被災自治体等と一体となった懸命の復旧作業により、生活インフラの復旧や、災害廃棄物の処理等は着実に進んできておりますが、それぞれの被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、被災者の生活と生業の再建に向けた歩みを加速させるべく、政府として全力で支援する必要がある

○そのため、今般、「被災者生活・生業再建支援チーム」の下で、関係省庁が一体となって、被災地の生活と生業の再建に向けた支援パッケージを取りまとめた。

○具体的には、

- ・宅地内や道路、まちなかの廃棄物や土砂の迅速な撤去、半壊家屋の解体への支援、
- ・応急的な住まいの確保や、応急修理期間中にも仮設住宅を使用できることとする等、被災者の住宅再建に向けた支援、
- ・代行バスの運行や、被災鉄道の復旧への支援等を通じた、地域住民の方々の交通手段の早急な確保、
- ・先の熊本地震や新型コロナウイルス等の影響が残る中での災害であり、被災者の皆さんの事業がより厳しいこととなっている時に鑑み、従来のグループ補助金を拡充し、グループ用件の撤廃に加え、100%定額補助を可能とする新たな「なりわい再建補助金」を創設するなど、被災事業者へのきめ細かな支援、

- ・被災地の観光業再建に向けた観光地の磨き上げや収益力向上等の強力な支援、
- ・被害を受けた果樹の植替えや農業用機械への支援、漁場や漁港に堆積した流木・土砂の処理への支援等の総合的な農林水産業対策

など、被災自治体等からの要望にも、しっかり応える緊急対策としている。

- これらの対策を直ちに実施する観点から第一弾として、総額約 1 千億円の予備費の使用を、明日閣議決定する。

各位にあっては、今なお、困難な状況におかれている被災者の方々に思いを致し、被災地の生活再建と生業の再建に向け、本対策パッケージを直ちに実行に移して頂きたい。

- 政府として、今後とも、顕在化する課題には、スピード感をもって万全の対応を取ってまいる。必要な財政措置等を講じながら、被災自治体と一体となって、被災地の復旧・復興に全力を尽くしてまいる。

(以上)